

ペDESTリアンデッキ観光案内装飾業務

基本仕様書

令和5年6月

山形市商工観光部観光戦略課

【ペDESTロリアンデッキ観光案内装飾業務】仕様書

目次

第1章 ペDESTロリアンデッキ観光案内装飾業務

第2章 事業概要

第3章 事業完了報告

第4章 業務の再委託

第5章 守秘義務

第6章 業務実施に係る留意事項

第7章 その他

第1章 ペDESTリアンデッキ観光案内装飾業務

(1) 件名

ペDESTリアンデッキ観光案内装飾業務

(2) 目的

山形駅東口のペDESTリアンデッキに観光案内のための装飾表示を行う。山形市の四季折々の風景や多彩な食を“絵画”により表現することで、観光客により深く訴求し、かつ探求させることで、旅ナカでの回遊性を惹起させ、滞在時間の増による観光消費額の増を図る。

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年7月10日まで

第2章 事業概要

山形駅東口ペDESTリアンデッキの歩行者転落防止柵（北側）の化粧パネルに山形市の観光地や名産品をあしらった絵画で装飾を行う。

(1) 化粧パネルの規格

- ① 縦 900mm×横 1880mmの化粧パネル及び柱等を含めた連続する12面
- ② 春、夏、秋、冬の順番で3面ずつ連続して使用する

(2) 作品内容

山形市の春夏秋冬をモチーフにし観光名所である山寺・蔵王を含める

(3) 納品方法

デジタルフォーマットによる

第3章 事業完了報告

本業務が完了したときは、速やかに以下の成果物を提出する。

- ① 事業完了報告書
- ② 事業実績報告書（意見聴取結果含む）

第4章 業務の再委託

再委託又は二次委託は行ってはならない。

第5章 守秘義務

本業務の履行に関して知り得た事項は第三者に漏らしてはならず、本業務が完了した後も同様とする。

第6章 業務実施に係る留意事項

- (1) 本業務の成果物について、受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第63条に定める著作物の利用の範囲を、山形駅東口ペデストリアンデッキ装飾及び市が作成する広告物等に使用するものとして契約書により定めることとする。
- (2) 受託者は、山形市及び第三者に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。また、受託者が本業務の成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合、山形市と協議すること。
- (3) 本業務の実施に必要となる第三者が権利を有する工業所有権及び著作権等については、全て受託者の責任において当該工業所有権及び著作権等の使用に必要な費用を負担し、使用承認等に係る一切の手続を行うこと。
- (4) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任と負担において一切の処理をすること。

第7章 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、随時山形市観光戦略課と協議するものとする。
- (2) 受託事業者の責めに帰すべき理由により、本市又は第三者に損害を与えた場合、受託事業者がその損害を賠償すること。
- (3) 本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、本市と協議すること。